

ひと
女ひと
男

男女が共に生きるメッセージ



パートナーシップ

問い合わせ先 企画課男女共同参画推進係 ☎ 72-2111 内線 222

DV(ドメスティック・バイオレンス) ひとりで悩んでいませんか？

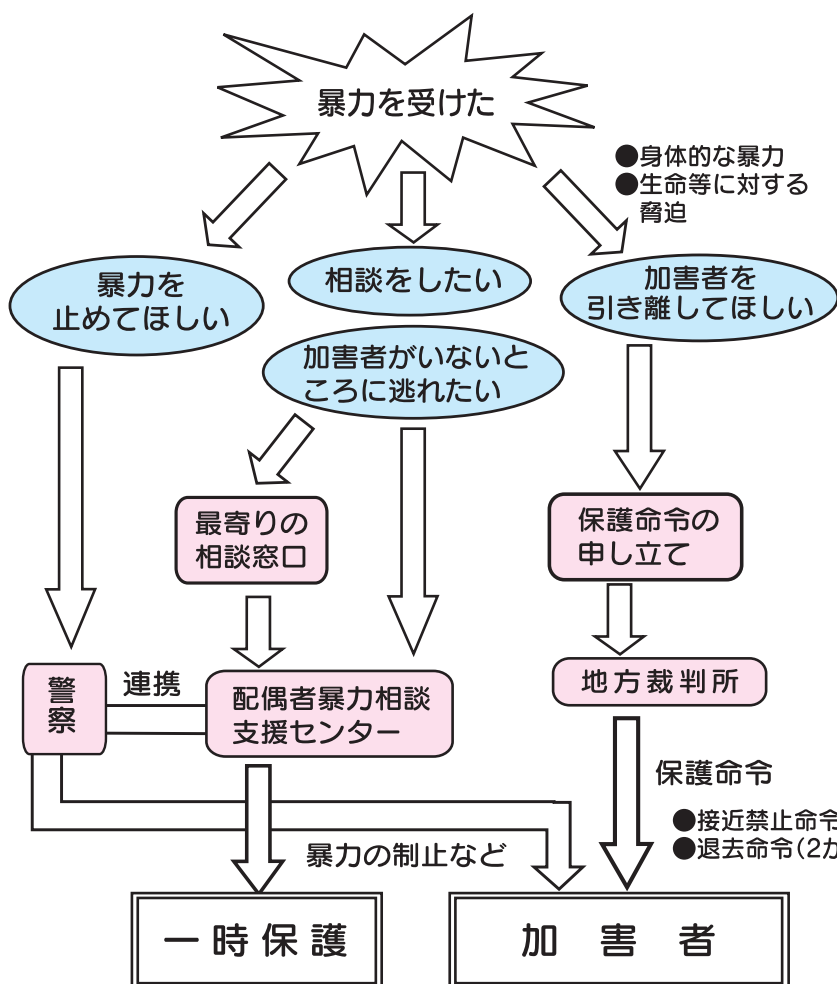
DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、一般的には「配偶者や恋人などの親密な関係にある、またはあった者からふるわれる暴力」という意味で使用されます。

DVの種類

- 身体的暴力…平手でうつ、足でける、引きずりまわす等
- 精神的暴力…大声でどなる、「おまえはバカだ」などの暴言をはく等
- 性的暴力…性行為を強要する、避妊に協力しない等
- 経済的暴力…生活費を渡さない、仕事につかせない等
- 子どもを利用した暴力…子どもに暴力をふるう、子どもを取り上げるとおどす等

配偶者からの暴力防止及び被害者保護に関する法律のしくみ

配偶者からの暴力については、下の図のような法律の仕組みがととのっており、保護を受けることができます。



命令に違反すれば、1年以下の懲役または100万円以下の罰金

相談してください

配偶者や恋人などからの暴力で悩んでいませんか。ひとりで悩まずにご相談ください。また、まわりに暴力を受けている人がいたら、相談窓口を教えてあげてください。

おごおり女性ホットライン ☎相談窓口

☎ 092-513-7337

相談日 月～金曜日/10:00～17:00
(祝日、12月29日～1月3日除く)

- ・北筑後保健福祉環境事務所
(DV 相談専用電話)
☎ 0942-34-8111
月～金 (祝日除く)
／ 8:30～17:15
- ・福岡県女性相談所
☎ 092-711-9874
月～金 (祝日除く)
／ 9:00～17:15
- ・福岡県配偶者からの暴力相談電話
☎ 092-716-0424
月～金 / 17:15～24:00
土・日・祝日 / 9:00～24:00
※上記はすべて、12月29日～1月3日を除きます。
※緊急の場合は、最寄りの警察署
(小郡警察署 ☎ 0942-73-0110)
または 110 番に連絡してください。

※参考

「夫やパートナーからの暴力に一人で悩んでいませんか」(福岡県)